

清須市地域防災計画

－ 6 原子力災害対策計画－

6 原子力災害対策計画

第1編 災害予防

■あらまし

全体として、2の章から構成される。

第1章では、放射性物質災害が発生した場合に備え、放射線防護資機材等の整備、被ばく医療機関の把握、知識の習得及び訓練等について記載している。

第2章では、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合に備え、連絡体制の整備、避難所等の確保、健康被害防止に係る整備等について記載している。

県内には原子力発電所又は原子炉施設（以下、「原子力発電所等」という。）は立地しておらず、予防的防護措置を準備する区域（P A Z^{※1}）及び緊急時防護措置を準備する区域（U P Z^{※2}）に含まれてはいないものの、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を起因とする東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散の状況を考慮し、県境から概ね55kmの位置にある中部電力株式会社浜岡原子力発電所や概ね82kmの位置にある関西電力株式会社美浜原子力発電所を始めとする静岡県内、福井県内の原子力発電所といった本県に影響が考えられる原子力発電所等において、原子力緊急事態が発生した場合に備えて、市民の生命、身体及び財産の保護を最優先に考え、市民の心理的動揺や混乱をできる限り低く抑え、風評被害を始めとする社会的混乱に基づく市民生活や地域産業に係るダメージを最小限に抑えるため、想定される全ての事態に備えていかなければならない。

※1 P A Z（Precautionary Action Zone）：原子力施設から概ね半径5km

※2 U P Z（Urgent Protective Action Planning Zone）：原子力施設から概ね半径30km

第1章 放射性物質災害予防対策

■基本方針

○放射性物質災害が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図る。

第1節 防災対策の実施

事業者は、施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期する。また、市においても、災害に備えて必要な措置を図る。

- (1) 関係法令の遵守
- (2) 盗難及び不正持ち出し防止の推進
- (3) 施設の不燃化等の推進
- (4) 放射線による被ばくの予防対策の推進
- (5) 施設等における放射線量の把握
- (6) 自衛消防体制の充実
- (7) 通報体制の整備
- (8) 放射性物質を取り扱う業務関係者への教育の実施
- (9) 防災訓練等の実施

第2節 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する各機関（市、事業者、県、県警察、愛知労働局、中部運輸局及び第四管区海上保安本部）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図る。

第3節 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

- (1) 市、愛知労働局及び県は、放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。
- (2) 県は、放射性物質取扱事業者、研究機関及び自衛隊等放射線防護資機材保有機関との平常時及び緊急時における連携の強化を図る。

第4節 原子力災害に対応する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市及び県は、原子力災害時に被災地域の原子力災害医療の中心となって機能する原子力災害拠点病院等の連絡先の把握に努める。

第5節 災害に関する知識の習得及び訓練等

防災関係機関は、放射性物質に関する基礎知識、参考資料等を収集、習得するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努める。

第2章 原子力災害予防対策

■基本方針

○核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合に備え、連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図る。

第1節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、原子力災害に対し万全を期すため、国、市町村、所在県、原子力事業者、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図るとともに、夜間休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

市においても、県、その他防災関係機関との間において情報の収集・連絡体制の一層の整備・充実を図る。

第2節 原子力防災に係る専門家との連携

市は、原子力事業者から特定事象発生の通報を受けた場合に、必要に応じ国に専門家の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておく。

第3節 避難所等の確保

市は、国等の指示に基づく屋内退避、避難誘導等に備え、施設管理者の同意を得て避難所の確保に努める。なお、施設の選定にあたっては、放射性プルームによる被ばくを低減化するため、地震・津波による崩壊の危険性が少なく、かつ気密性の高い施設が望ましい。

また、施設においては、放射性物質の流入を防ぐ対策について検討しておくとともに、一時的に避難するための退避所として、同様の施設の確保に努める。

第4節 環境放射線モニタリングの実施等

1 環境放射線モニタリング結果の把握

市は、災害時における原子力発電所等からの放射性物質及び放射線の放出による市内の環境に対する影響を評価するため、原子力規制委員会及び県がインターネット等で公開する環境放射線モニタリング情報を入手するほか、県が文部科学省（又は原子力規制庁）から受託

している環境放射能水準調査（以下、「環境放射能調査」という。）において、環境調査センターを始め県内5か所で空間放射線量のモニタリング等を実施した結果についてウェブページ等で把握する。

2 可搬型測定機器の取扱いの習熟

市は、緊急時に備え、可搬型測定機器の取扱いに関し、研修会の実施等を通じて、その習熟に努める。

第5節 緊急輸送態勢の確保

市は、県警察が実施する緊急時の応急対策が円滑に行われるよう、災害発生前における緊急通行車両の確認申出の推進に協力する。

また、県、国等の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する立入制限及び緊急輸送活動が円滑に行えるよう情報連絡体制の維持に努める。

第6節 健康被害防止に係る整備

1 原子力災害に対する医療機関の把握

放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。

2 放射線防護資機材等の整備

予防対策を実施する各機関（市、原子力事業者、県警察、県、中部運輸局及び第四管区海上保安本部）は、必要に応じ、放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む。）、放射線防護服等防護資機材の整備を図る。

3 放射線防護資機材等の保有状況等の把握

市は、核燃料物資等に対する防災対策を円滑に実施するため、放射線防護資機材の保有状況等の防災対策資料の把握に努める。

4 スクリーニング及び人体の除染の体制の整備

市は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。

第7節 風評被害対策

(1) 市及び県は、原子力災害による風評被害等を未然に防止するため、国、他市町村、関係

団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光客の減少の未然防止のため、平常時から的確な情報提供等に努める。

- (2) 市及び県は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、日頃から具体的かつわかりやすく明確な説明に努める。
- (3) 市及び県は、市民等に対し、原子力災害における的確な行動や風評被害等の軽減のため、知識の普及と啓発を図る。

第8節 市民等への的確な情報伝達体制の整備

- (1) 市は、県及び国と連携し、特定事象発生後の経過に応じて、市民等に提供すべき情報の項目について整理する。
- (2) 市は、市民の的確な行動等につなげるため、正確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう、体制等の整備を図る。
- (3) 市は、県及び国と連携し、市民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定める。
- (4) 市は、原子力災害の特殊性に鑑み、県及び国と連携し、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。
- (5) 市は、県と協力し、県が実施する災害情報共有システム（Lアラート）の活用等、テレビ放送局、ラジオ放送局、コミュニティ放送局、FM電波を利用した文字多重放送、Webサイト、広報用電光掲示板、CATV、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等の活用に努める。

第9節 原子力防災に関する市民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市は、市民等に対し、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行うこととし、必要な場合には県及び原子力事業者と協力を求める。

また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること。
- (2) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (3) 市、県及び4原子力事業者が講じる対策の内容に関すること。
- (4) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること。

第10節 原子力防災業務関係者に対する研修

市は、県及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施することとし、必要な場合には原子力事業者に協力を求める。

- (1) 原子力防災体制、連絡体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力発電所等の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること。
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策に関すること。
- (7) 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (8) その他緊急時対応に関すること。

第11節 原子力防災に関する情報伝達訓練等の実施

市は、必要に応じて情報伝達等の原子力防災に関する訓練を実施することとし、必要な場合には4原子力事業者に協力を求める。

第12節 避難者の受入に関する事前調整

県は、避難元都道府県の要請に基づいた県外からの避難者の受け入れが円滑に行われるよう、事前に受け入れ体制の調整に努める。

市は、県の実施する受け入れ体制の調整について協力する。

第2編 災害応急対策

■あらまし

全体として、4の章から構成される。

第1章では、原子力災害の発生時における災害対策本部の設置、その活動態勢について記載している。

第2章～第4章では、放射性同位元素取扱い事業所等における放射性物質災害発生時、核燃料物質等の輸送中の事故、県外の原子力発電所等における異常時について、それぞれに対し、被災者の生命確保を最優先として、災害による人的・物的被害を最小限に軽減し、迅速に社会秩序の安定化を図るための応急対策を記載している。

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

■基本方針

- 市長は、災害対策基本法第23条及び同第23条の2、又は原子力災害対策特別措置法第22条の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織としてそれぞれの災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動態勢を整備する。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

第1節 災害対策本部の設置・運営

1 市における措置

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び清須市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、市内の公共的団体、市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し、災害応急対策を実施する。

(1) 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておく。

(2) 清須市災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、清須市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

詳細は、本節「3 市災害対策本部」を参照のこと。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

市長は、災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を執行する。

2 清須市防災会議

市の地域に係る防災に関し、市条例の定めるところにより組織するものであり、市の業務を中心に、区域内の公共的団体その他関係機関の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な

運営を図るため、法の規定により市長の附属機関として設置されている。災害発生時の情報収集、各機関の実施する災害応急対策等の連絡調整、非常災害時における緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進を図る。

附属資料	第5 条例・規則等
	1 清須市防災会議条例
	2 清須市防災会議運営要綱

3 市災害対策本部

(1) 方針

災害応急対策の迅速、的確な実施は重要な課題であり、災害時における市及び防災関係機関の各種措置は、有機的連携のもとに協力かつ総合的な実施が要請される。そのため、市の地域に大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたとき、法の規定に基づき市長は自らを本部長とする災害対策本部を設置し、救援・救護活動を実施する。

これは市の全組織をあげて災害対策活動に従事するためであり、法が認めるあらゆる権限を行使するためである。したがって、市長が不在若しくは市長に事故あるときにおいては、副市長、教育長、危機管理部長若しくは先着上位の職員が本部を設置する。

また、物的な被害が大きい場合や物的被害が比較的軽微であってもその社会的影響が大きく、総合的応急的対策を必要とする場合は災害対策本部を設置する。

災害対策本部を設置するもう一つの意義は、平常時に踏むべき手順が省略される等緊急性を要する非常時にあって、その決断に伴う責任を市長が本部長として負う旨を明確にして、職員が状況のいかなる展開に際しても迅速で適切に対処し得る体制の確保を図る。

(2) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、本部会議を置き災害応急対策の基本的事項について協議決定するほか、災害対策本部の業務を処理するための本部事務局を置く。

附属資料	第5 条例・規則等
	3 清須市災害対策本部条例
	4 清須市災害対策本部要綱

(3) 市災害対策本部の設置及び廃止

ア 市災害対策本部の設置基準

県では、次の基準により県災害対策本部を設置することとしている。市においては、県の動きを踏まえつつ、市長が設置の決定を行う。

設置区分	設置基準
原子力災害対策特別措置法による場合	・ 県の地域を対象とした原子力緊急事態宣言があったとき
知事が必要と認めた場合	・ 県の地域に、小規模又は相当規模の災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあり、知事が必要と認めたとき ・ 県外の原子力発電所等において事故が発生したとき、又は発生するおそれがあり、知事が必要と認めたとき
知事が必要と認め現地災害対策本部を設置する場合	・ 相当規模の災害が発生し、知事が必要と認めたとき

イ 市災害対策本部の設置の決定

設置の決定は市長が行う。市長不在の場合の決定を代行する意思決定権者は、副市長、本部員の順とする。この場合は事後速やかに市長の承認を得る。

ウ 市災害対策本部の設置の手順

(ア) 設置場所

本部の設置場所は、原則として市役所内とする。ただし、市役所内に設置することが不可能な場合は、春日公民館に設置する。

被害が甚大なため、市の地域に本部を設置することが不可能又は適切でないと認める場合は、近接市町村又は県に対し協力を要請し、臨時本部の設置、本部機能その他の代行その他必要な措置を講ずる。

本部会議事務局員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する部屋を同じく確保する。

(イ) 組織の所掌事務

各部課は、災害対策本部が設置された場合、部班として災害応急対策を実施する。部班の所掌事務及び運営は、別に定めるほか法令等に定めるところによる。

(ウ) 本部の標識等

本部長、副本部長、現地本部長、本部付、本部員、本部連絡員、班長及び班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用する。

なお、危機管理・総務班は本部設置の通報を受けたときは、速やかに市役所正面玄関及びその他の適切な場所に「市災害対策本部」の標識板等を掲げ、併せて本部員室、本部会議事務局、避難所、救護所等の設置場所を明示する。

エ 災害対策本部の廃止基準

市長は、市の地域における災害発生の危険が解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときはこれを廃止する。その決定の経路については、設置の場合に準ずる。

オ 設置又は廃止の通知

市災害対策本部を設置又は廃止した場合は、電話その他適当な方法により通知する。

第2節 非常配備体制

1 各部の体制

各部長は、大規模災害の発生又は発生するおそれがあることを知ったときは、市長の指令の有無にかかわらず、この計画に定める災害の程度に相当する配備体制が指令されたものとして、必要な応急措置を講ずる。併せて、市長若しくは副市長に対し必要な指示の要請その他の助言を行う。

2 配備区分

市は次の区分により、あらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努める。

区分	指令名	指令基準	配備人員
警戒態勢	第1警戒配備	災害が発生するおそれがあるが、推測が困難で今後の状況の推移に注意を要するとき	(1) 平常行政体制 (2) 災害対策関係部課は、情報収集及び伝達に必要な人員
	第2警戒配備	災害が発生するおそれがあるとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員
災害対策本部	第1非常配備	(1) 小規模又は相当規模の災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき (2) 県外の原子力発電所等において事故が発生したとき、又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき	災害に対する応急対策活動に必要な人員
	第2非常配備	相当規模の災害が発生し、市長が必要と認めたとき	総合的な応急対策活動に必要な人員
	第3非常配備	原子力緊急事態宣言があったとき	全職員

■非常配備体制の任務

市役所	ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系）による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備
-----	---

3 伝達方法

(1) 平常勤務時の伝達系統及び方法

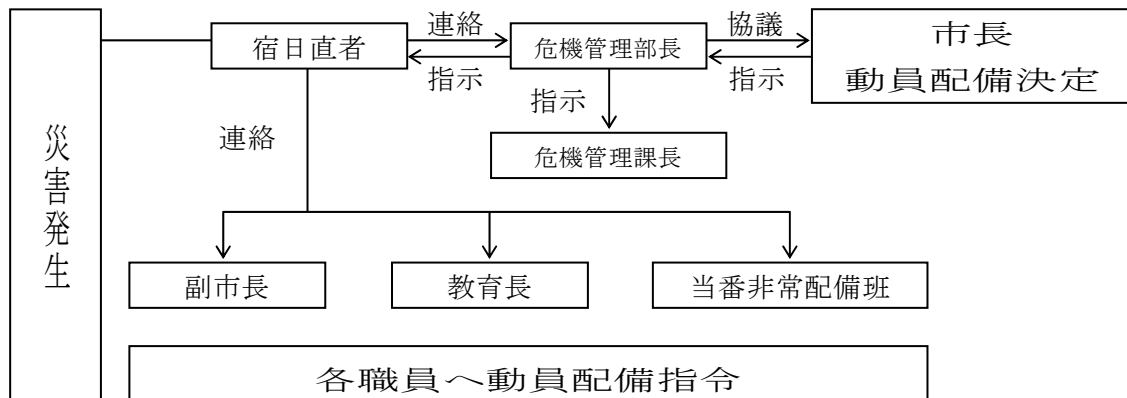
県、国、事業者等から原子力災害発生のおそれのある情報、あるいは原子力災害が発生し直ちに応急措置を実施する必要があると認められる場合等には、指揮者（危機管理部長）は、必要に応じて本部長の指示により配備体制を決定し、該当する職員に対しては電話等で連絡し徹底させる。

(2) 休日又は勤務時間外における伝達

宿日直者は、非常配備に該当する災害情報を把握し、又は災害発生が予想される事態が生じた場合には直ちに指揮者に連絡する。

指揮者は、必要に応じて本部長、副本部長等に報告し、配備体制の指示を受け、該当する職員に対して連絡する。

【夜間・休日の連絡系統】



(3) 職員の非常参集

職員は、勤務時間外又は休日等において市域に災害が発生し、又は災害の発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、警戒配備の基準により配備の伝達を受け、あるいは自らの判断で登庁し、所要の配備につかなければならない。

(4) 非常配備の活動

災害に対処するための事務又は業務は、他の一般事務に優先して処理し、非常配備体制下における活動は次のとおりとする。

ア 第1、第2警戒配備態勢

当該災害に対処する必要がある部課の所要の人員により配備する。

活動は、災害情報の収集及び連絡等を実施する。

イ 第1、第2非常配備（当番非常配備班における活動）

当番非常配備班は、危機管理部危機管理課が別に定める「清須市災害対策編成表」により当番制として配備する。

活動は、「清須市災害対策実施要領」に定める災害対策本部事務局の事務分掌により実施する。

ウ 第3非常配備（各部班別体制下での活動）

各部班は、災害対策本部の各所掌事務により当該災害で対処すべき活動を行う。

(5) 非常配備の報告及び動員要請（第3非常配備）

ア 各部長は、非常配備体制に入った場合は、常に各班の職員の動員状況を把握するとともに、その状態を指揮者に報告する。

イ 各部長は、災害応急対策活動を実施するにあたり職員が不足し、他部の応援を必要とするときは、指揮者に動員を要請する。

4 職員の配置及び服務

(1) 職員の配置

各部長は、職員の参集状況に応じ、順次災害応急対策班を編成し、次の措置を講ずる。

ア 災害に対処できるよう職員を配置

イ 職員の非常参集方法及び交代方法の措置

ウ 高次の非常配備体制に移行できる措置

エ 他部への応援の要請

(2) 職員動員の報告

各部課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、各部長を通じて企画部（人事秘書班）に報告する。

(3) 職員の服務

すべての職員は、非常配備体制がとられた場合、若しくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。

なお、病弱者、身体不自由等で応急活動の実施が困難である者及びその他本部長が認める者は動員から除外する。

ア 主に勤務時間内における遵守事項

- (ア) 配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- (イ) 勤務場所を離れる場合は、所属の長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
- (ウ) 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- (エ) 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- (オ) 災害現場に出動した場合は、腕章及び写真付きの名札を着用し、また自動車には標旗及び標章を使用すること。
- (カ) 自らの言動により市民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。

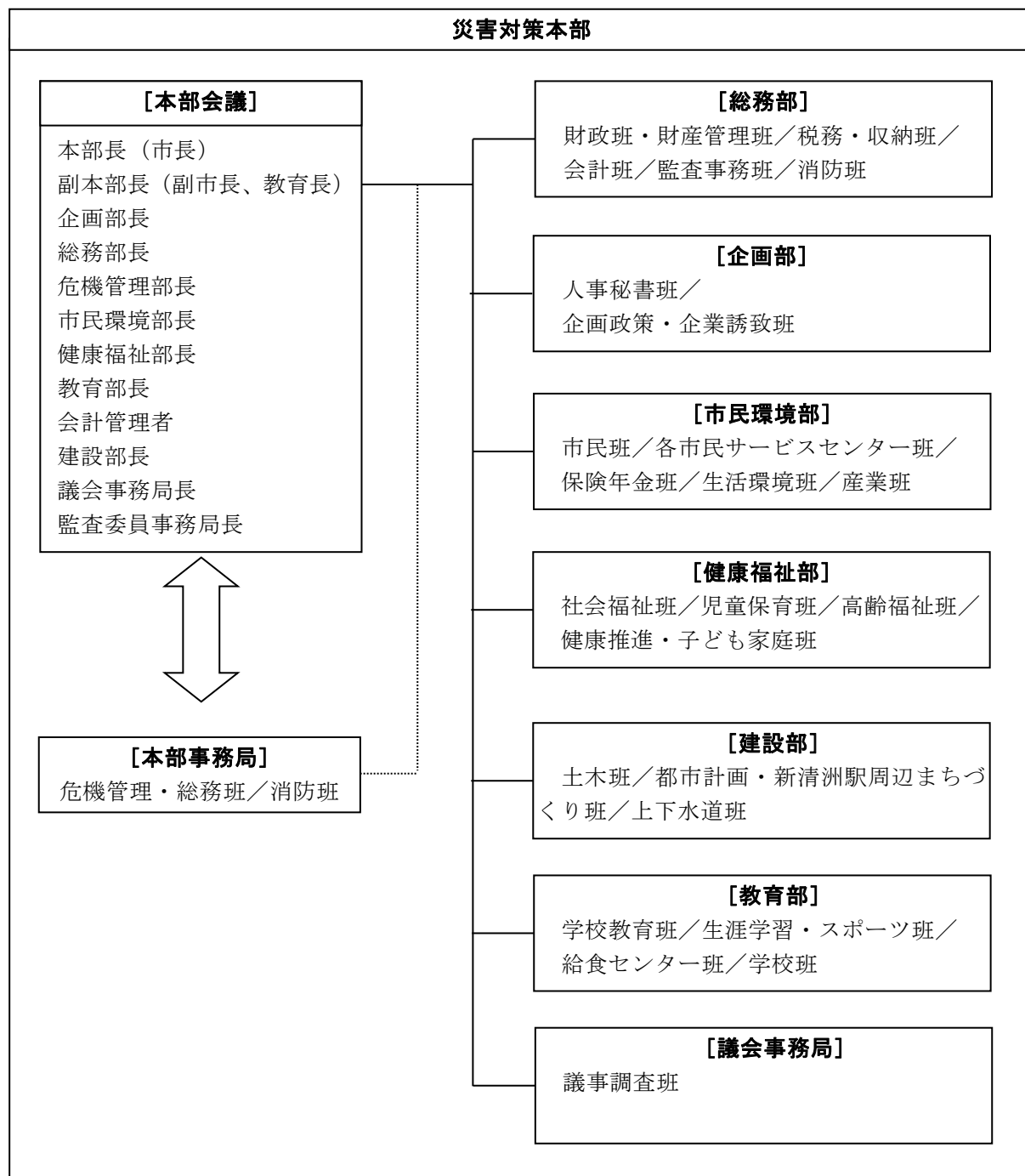
イ 主に勤務時間外における遵守事項

- (ア) 災害が発生し、その災害が「配備体制の時期及び内容」に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。
- (イ) 災害状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。

また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、なんらかの手段をもってその旨を所属の長若しくは最寄りの施設の責任者へ連絡する。

- (ウ) 災害のため、緊急に登庁する際の服装及び携帯品は、特に指示があった場合を除き、防災服・ヘルメット・長靴等着用とする。
- (エ) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後、直ちに参集場所の責任者に報告する。

災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）



所掌事務

部長：危機管理部長 部長代理：危機管理課長・総務課長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
危機管理 部・総務 部	危機管理・総務班 (危機管理課長)	1 災害対策本部の設置、廃止に関する事 2 本部会議の運営に関する事 3 防災行政無線等の運用に関する事 4 被害状況の取りまとめに関する事 5 気象・地震情報等の収集、整理に関する事 6 各部との連絡調整に関する事 7 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事 8 自衛隊の派遣要請に関する事 9 災害救助法の適用申請、報告及び取りまとめに関する事 10 激甚災害指定手続に関する事 11 避難指示等、本部長命令の伝達に関する事 12 消防及び水防配備体制に関する事 13 部内の連絡調整に関する事
	消 防 班 (消 防 団 長)	1 災害の警戒及び防止活動に関する事 2 避難指示等の広報に関する事 3 人命救助、救急及び避難誘導に関する事 4 被害状況等の収集に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事

部長：総務部長 部長代理：会計管理者・監査事務局長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
総務 部	財政・財産管理班 (財 政 課 長)	1 来庁者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 公有財産被害の取りまとめに関する事 4 災害対策工事等（土木工事を除く）の完工の検査に関する事 5 災害対策費の予算措置に関する事
	税 務 ・ 収 納 班 (税 務 課 長)	1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関する事 2 被災台帳（固定資産分）の作成に関する事 3 市民税、固定資産税等の減免に関する事
	会 計 班 (会 計 課 長)	1 義援金品の出納に関する事 2 災害対策資金の出納に関する事 3 災害応急復旧資金の出納に関する事
	監 査 事 務 班 (監 査 課 長)	1 倒壊家屋等被害情報の収集・整理及び伝達に関する事

部長：企画部長 部長代理：企画部次長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
企 画 部	人 事 秘 書 班 (人 事 秘 書 課 長)	1 災害広報に関すること（ホームページ・災害メール等） 2 被害状況等の撮影及び記録に関すること 3 報道機関に対する連絡及び情報提供に関すること 4 職員の動員、配置及び調整に関すること 5 職員の参集及び被災状況の把握に関すること 6 職員の食料、寝具等の厚生に関すること 7 職員の公務災害補償に関すること 8 他の行政機関への応援要請及び派遣職員の受入れに関すること 9 職員の衛生管理に関すること 10 部内の連絡調整に関すること
	企 画 政 策 ・ 企 業 誘 致 班 (企 画 政 策 課 長)	11 庁内情報ネットワークに関すること 12 市民からの問い合わせに関すること 13 自主防災組織への連絡に関すること 14 ボランティアの受入れ及び配置に関すること 15 ボランティア関係団体との連絡調整に関すること 16 電子計算組織の管理に関すること 17 災害者の支援システムに関すること

部長：市民環境部長 部長代理：市民環境部次長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
市 民 環 境 部	市民・市民サービス セ ン タ ー 班 (市 民 課 長)	1 被災・り災証明書の発行に関すること 2 避難所との連絡調整に関すること 3 義援金の配布及び義援物品の受領に関すること 4 死亡届及び火葬許可証の発行に関すること 5 部内の連絡調整に関すること
	保 険 年 金 班 (保 険 年 金 課 長)	1 避難所との連絡調整に関すること 2 各種保険給付の支払いに関すること 3 各被保険者証明及び受給者証の交付に関すること 4 国民健康保険税の減免に関すること
	生 活 環 境 班 (生 活 環 境 課 長)	1 防疫用薬剤・資機材の調達、保管及び防疫活動に関すること 2 災害廃棄物の収集及び処理に関すること 3 遺体の搜索、検視（調査）、身元確認等に関すること 4 遺体の処理に関すること 5 遺体の安置及び埋火葬に関すること 6 死亡届及び火葬許可証の発行に関すること 7 汲取料金の減免に関すること

	産業班 (産業課長)	1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 農業者及び商工業者の被害状況調査に関すること 4 食料及び物資の調達、仕分け、配送に関すること 5 家畜の伝染病、防疫に関すること 6 中小企業に対する復興資金の斡旋及び助成に関すること 7 被災農家の融資に関すること
--	---------------	---

部長：健康福祉部長 部長代理：健康福祉部次長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
健康福祉部	社会福祉班 (社会福祉課長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 要配慮者（障害者）の安否確認及び救護に関すること 4 被災者の被服、寝具その他生活必需品の支給又は貸与に関する こと 5 生活再建等支援対策（資金の貸付及び支給、相談等）に関する こと 6 日本赤十字社愛知県支部及びその他福祉関係団体との連絡調 整に関すること 7 災害弔慰金等に関すること 8 部内の連絡調整に関すること
	高齢福祉班 (高齢福祉課長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 要配慮者（高齢者）の安否確認及び救護に関すること 4 介護保険給付の支払いに関すること 5 地域福祉避難所の開設、運営及び管理に関すること 6 福祉避難所との連絡調整に関すること 7 介護サービス提供事業者との連絡調整に関すること 8 介護保険料の減免措置に関すること
	児童保育班 (児童保育課長)	1 保育園児、幼稚園児及び児童館児童の安全確保及び避難誘導に 関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 保育園児、幼稚園児の安否確認及び被害状況調査に関すること 4 保育園・幼稚園・児童館等の休園及び開園の措置に関すること 5 被災した保育園児、幼稚園児及び児童館児童の救護に関すること 6 保育料の減免措置に関すること
	健康推進・こども家庭班 (健康推進課長)	1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 医師会等医療関係機関との連絡調整に関すること 4 医療資機材、薬品等の調達に関すること 5 保健所との連絡調整に関すること 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること 7 感染症予防に関すること 8 医療、助産及び健康診査に関すること 9 避難所における健康管理に関すること

部長：建設部長 部長代理：建設部次長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
建設部	土木班 (土木課長)	1 市内緊急輸送道路に関する事 2 道路等施設及び河川、鉄道等の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 清須市防災協力会への協力要請に関する事 4 交通規制に関する事 5 水防活動に関する事 6 帰宅困難者の支援に関する事
	都市計画・新清洲駅 周辺まちづくり班 (都市計画課長)	1 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 帰宅困難者の支援に関する事 3 公園、緑地等所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 4 建築物の応急危険度判定に関する事 5 生活再建等支援対策（住宅再建支援・相談）に関する事 6 応急仮設住宅の建設等に関する事 7 部内の連絡調整に関する事
	上下水道班 (上下水道課長)	1 上下水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 所管施設利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 3 飲料水の確保及び供給に関する事 4 応急給水活動に関する事 5 広域給水応援の受入れに関する事 6 帰宅困難者の支援に関する事

部長：教育部長 部長代理：教育部次長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
教育部	学校教育班 (学校教育課長)	1 避難所の開設、運営及び管理に関する事 2 避難者の誘導及び受入れに関する事 3 学校の被害状況等の取りまとめに関する事 4 被災児童及び生徒への学用品の支給に関する事 5 応急教育等に関する事 6 給食費等の減免措置に関する事
	生涯学習・スポーツ班 (生涯学習課長)	1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 避難所の開設、運営及び管理に関する事 4 避難者の誘導及び受入れに関する事 5 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関する事 6 部内の連絡調整に関する事
	給食センター班 (給食センター所長)	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2 避難所の開設、運営及び管理に関する事 3 避難者の誘導及び受入れに関する事

	学 校 班 (学 校 長)	1 児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること 2 学校施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること 4 被災児童及び生徒への救護に関すること 5 休校等の応急措置に関すること 6 避難所の開設、運営及び管理に関すること 7 避難者の誘導及び受入れに関すること
--	--------------------	---

部長：議会事務局長 部長代理：議会事務局次長

部	班 (班 長)	所 掌 事 務
議会事務局	議 事 調 査 班 (議 事 調 査 課 長)	1 災害関係議会及び各種会議の運営に関すること 2 市議会議員への広報に関すること 3 市議会関係の情報収集及び伝達に関すること

第3節 地区連絡所

1 方針

災害発生時若しくは発生のおそれがある場合に開設される避難所等に「地区連絡所」を設置する。

「地区連絡所」は、避難所に一時避難した市民等のための徒歩圏内における身近な「市災害対策本部の窓口」として各種書類の交付や受付け等、市災害対策本部各部の果たす役割を補完するとともに、きめの細かい情報収集活動及び広報活動を行うための拠点となる。

併せて、副次的な効果としてその設置により市機関の健在を市民に知らせ、ひいては社会秩序の一時的混乱が迅速な収束に向けて着実に活動していることを事実をもって示そうとするものである（「プレゼンス効果」という）。

2 地区連絡所の設置

(1) 地区連絡所を設置する時

本部長が必要と認めたとき、災害時に避難所が開設される施設、その他本部長が指定する施設において設置する。

(2) 地区連絡所の周知

市は、地区連絡所の設置について平常時から市民に周知しておくとともに、設置したときは速やかにその旨を広報する。

(3) 地区連絡所の要員

地区連絡所の要員は、各該当施設所属職員及び避難所開設・運営にあたる部の職員をもってあてゐるが、被害の状況に応じて各施設間で調整補充する。

また、夜間・休日等に災害が発生した場合については、市内及び近隣に居住する職員のうちから、特別非常参集職員としてあらかじめ指名する職員をもって地区連絡所の第1次要員とし、初期対応を行う。特別非常参集職員は本部長の指示があるまで地区連絡所の要員として職務を遂行する。

なお、地区連絡所要員となった職員は、宿日直者若しくは所属部長からの出動指示連絡により、あらかじめ決められた地区連絡所に参集する。

(4) 通信施設の整備

地区連絡所には、市災害対策本部との間での情報交換が可能な通信環境を整備する。また、通信環境の整備にあたっては、通信が途絶しないように、複数の通信手段を用意する。

第4節 職員の派遣要請

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣の斡旋要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

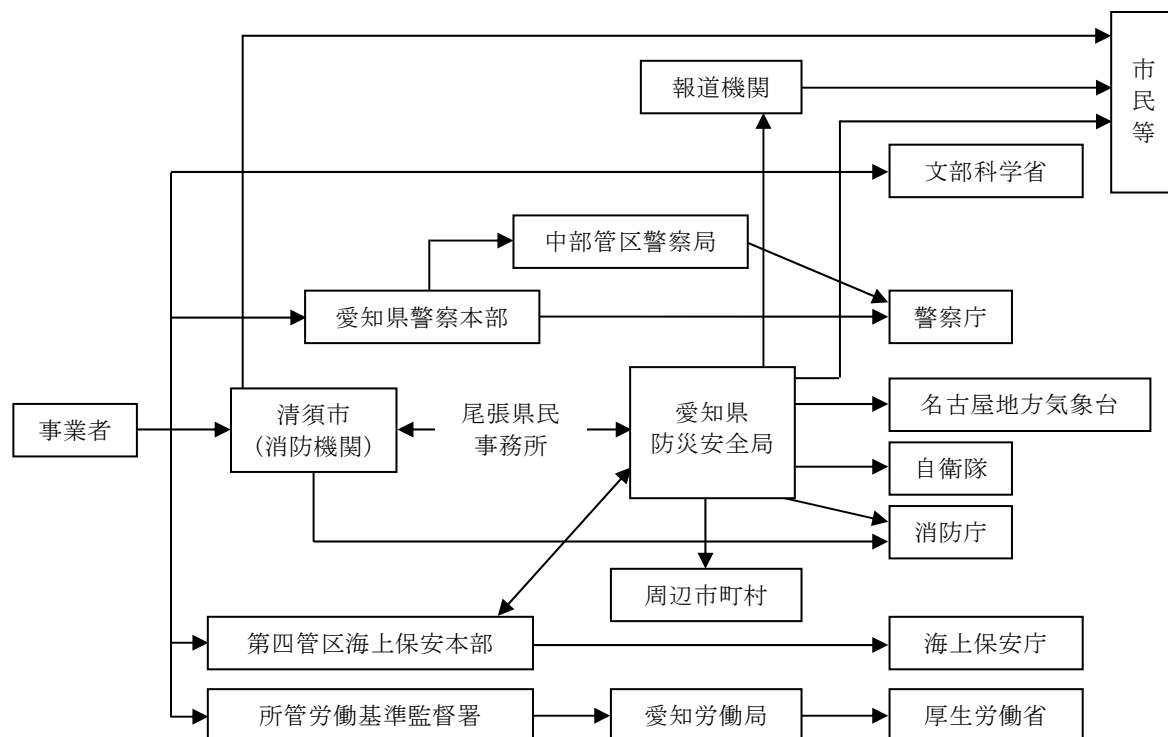
第2章 放射性同位元素取扱い事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策

■基本方針

- 放射性物質に関し、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害応急対策を実施する。
- 地震、風水害等の大規模災害に伴い放射性物質災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避・避難誘導等の防護活動等に支障が出る可能性があることから、地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処する。

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制

市は、事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について直ちに通報する。



第2節 警戒区域の設定及び市民等の立入り制限、避難誘導等の措置

1 警戒区域の設定及び市民等の立入り制限、退去等の措置

市は、事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、市民等の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、市民等に対し広報活動を実施する。

2 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

市は、県警察と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を実施する。

第3節 消防活動（消火・救助・救急）

市は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）について、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施する。

第4節 広報活動の実施

市は、県警察と協同して周辺住民等に対する広報活動を実施する。

また、県は必要に応じ報道機関の協力を得て、放射性物質災害に関する情報を広く提供し、放射性物質災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

第5節 交通の確保

県警察が交通規制を実施する場合、市は県警察に協力する。

第6節 放射線防護資機材の貸出しのあっせんの依頼

市は、応急措置実施機関に対して、必要に応じて県に放射線防護資機材保有機関からの放射線防護資機材の貸出しのあっせんに依頼する。

第7節 医療関係活動

(1) 市は、県と協力して、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講ずる。

- (2) 市は、県と協力して、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

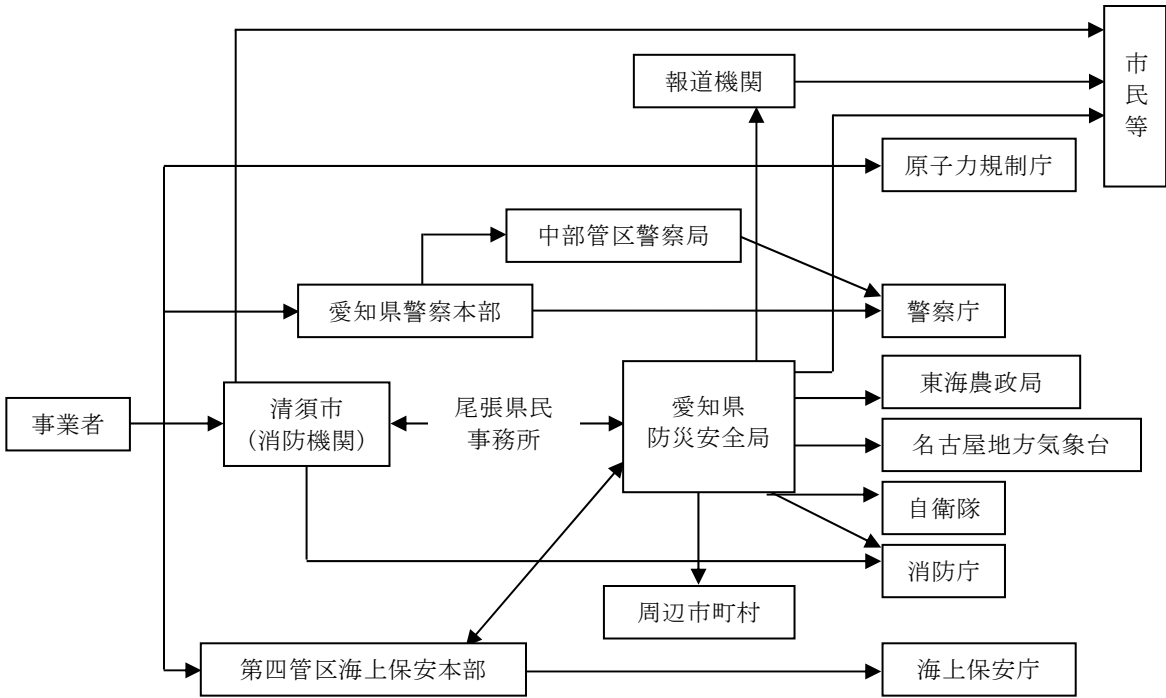
第3章 核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策

■基本方針

- 核燃料物質等の輸送中に災害が発生した場合の被害の範囲は、原子力発電所等の事故に比べ相当狭くなるものと考えられる。しかし、市民の二次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、次の対策をとる。
- 地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処する。

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

市は、事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について直ちに通報する。



第2節 専門的知識を有する職員の派遣要請

市は、必要に応じて、県を通じて国に専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

第3節 原子力災害合同対策協議会への出席

市は、県とともに国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。

第4節 市民等に対する屋内退避、避難指示

1 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

2 避難指示

市は、必要に応じて避難指示を行う。

また、原子力緊急事態宣言に際しては、国が示した避難すべき地域の住民等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。

3 周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け

市は、県警察と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行う。

第5節 市民等への的確な情報伝達

1 市民等への情報伝達活動

市は、県及び県警察と連携して、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

2 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。

また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を

設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

第6節 医療関係活動

- (1) 市は、県と協力して、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講ずる。
- (2) 市は、県と協力して、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第7節 消防活動（消火・救助・救急）

市は、放射性物質に係る消防活動（消火・救助・救急）について、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施する。

第8節 自衛隊への災害派遣要請等

市は、必要に応じて、県を通じて自衛隊に災害派遣を要請する。

第9節 汚染された食品等の流通防止

市は、県と協力して、食品等が汚染された場合は、汚染された食品等の流通防止を行う。食品衛生法に基づく「食品中の放射性物質の新たな基準値（平成24年4月1日施行）」は次表のとおりである。

対象物質	放射性セシウム ^{※1}
一般食品	100ベクレル/kg
乳児用食品 ^{※2}	50ベクレル/kg
牛乳 ^{※3}	50ベクレル/kg
飲料水	10ベクレル/kg

※1 新たな基準値では、福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が1年以上のすべての核種（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮。

放射性物質を含む食品からの被ばく線量は、セシウム以外の核種は測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間1ミリシーベルトを超えないように設定。

セシウム以外の核種に係る指標等については、原子力災害対策指針に記載され次第反映する。

※2 乳児用調整粉乳やベビーフード等、表示内容により、乳児向けの食品と認識されるものは、「乳児用食品」の区分を含む。

※3 低脂肪乳、加工乳及び乳飲料等は、「牛乳」の区分を含む。

第10節 交通の確保

県警察が交通規制を実施する場合、市は県警察に協力する。

第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策

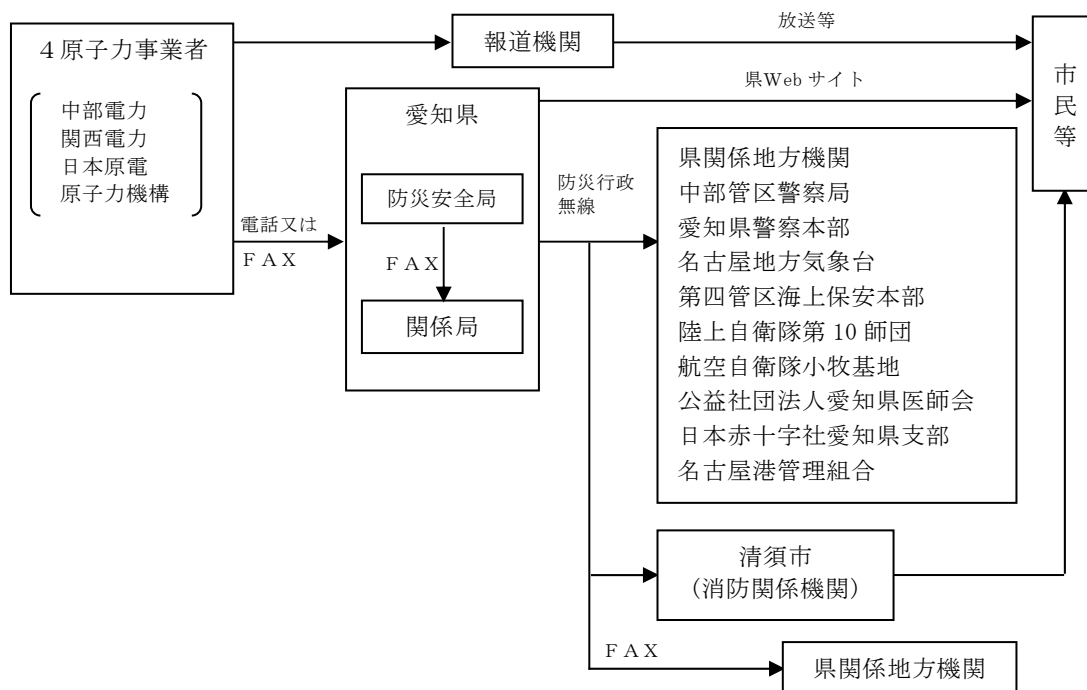
■基本方針

- 4原子力事業者との各合意内容に該当する異常が発生し、本市に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生した場合、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、市民の生命、身体、財産を保護するため、市、県、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。
- 地震、風水害等の大規模災害時に県外の原子力発電所等に係る事故等が発生した場合には、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処する。

第1節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

市は、情報を県から速やかに入手する。

また、県外の原子力発電所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、市は県とともに原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況と併せて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、市及び県が行う応急対策について協議する。



第2節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、県が収集した、国及び原子力事業者等が実施して、オフサイトセンターに集約された緊急時のモニタリングの結果と、県が実施を強化した環境放射能調査におけるモニタリング結果を速やかに入手し、市の対応を検討実施するとともに、市民等に情報提供する。

モニタリングの測定データに高い値が見受けられた場合には、市は県と連携して可搬型測定機器により、一般環境中の空間放射線量率の測定を実施するなど、監視体制を強化する。

また、その調査結果についても、速やかに関係機関等に連絡するとともに市民等に情報提供する。

第3節 飲料水・食品等の放射能濃度の測定

(1) 県は、O I Lの基準による国からの指示に応じて水道水、流通食品、農林水産物等の放射能濃度の測定を実施し、結果を県Webサイト等で公表する。

市は、県の実施する放射能濃度の測定結果を把握し、対策を講ずる。

(2) 市及び水道事業者等は、O I Lの基準による国からの指示に応じて放射能濃度の測定を実施し、又は、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第4節 市民等への的確な情報伝達

1 市民等への情報伝達活動

市は、県と協力して、市民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

2 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、健康相談窓口において、心身の健康相談に応じる。

また、食品の安全等に関する相談、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに市民等からの問い合わせに対応する。

第5節 国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 複合災害が発生した場合

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する

安全が確保された後に原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

2 国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導

- (1) 市は、国等からの指示に基づき屋内退避又は避難に関する指示があった場合、市民等に次の方法等で情報を提供する。

- ア 防災行政無線や広報車等による広報活動
- イ インターネット、Webサイト等の活用による情報提供
- ウ 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞等による報道
- エ 消防本部の広報車等による広報活動
- オ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

- (2) 市長は、国等からの指示に基づき屋内退避若しくは避難に関する指示があったときは、市民等に対する屋内退避又は避難の指示の措置を講ずる。

- ア 屋内退避対象地域の市民等に対して、自宅等の屋内に退避する等、必要な指示を行う。
必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得たうえで、退避所又は避難所を開設する。
- イ 避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に、放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- ウ 退避・避難のための立ち退きの指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、市民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- エ 退避所又は避難所の開設にあたっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、水、食料等の配布等について避難者、地域住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

- (3) 市は、上記の措置を講ずる場合、県警察との連携を緊密にし、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する屋内退避、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行う。

3 広域避難活動

- (1) 市は、県を通じた国等からの指示に基づき、市を越える避難を行う必要が生じた場合は、避難先である都道府県と協議する県の指示に基づき避難先との調整を行う。
- (2) 国等からの指示に基づき、市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し、受入れ先の供与及びその他災害救助の実施に協力する。
- (3) 市が市の区域を越えて市民を避難させる場合は、国等からの指示に基づき、避難者の把握、市民等の避難先の指定を行い、避難させる。
- (4) 市が、他市町村の要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

4 屋内退避、避難を指示した区域における立入制限等の措置

市は、国等からの指示に基づき屋内退避、避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導する等、交通の規制及び立ち入り制限等必要な措置をとるよう県及び関係機関に要請する。

第6節 医療関係活動

- (1) 市は、県と協力して、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講ずる。
- (2) 市は、県と協力して、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。

第7節 放射性物質による汚染の除去

市は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たす。

第8節 緊急輸送・交通の確保

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保する。また、必要に応じて県に緊急輸送の調整を要請する。

第9節 飲料水・食品等の摂取制限等

1 飲料水・食品等の摂取制限等

市及び水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき及び自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。

2 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

3 汚染された食品等の流通防止

食品等が汚染された場合は、市は県と協力して汚染された食品等の流通防止を行う。

第10節 社会秩序の維持対策の実施

1 治安の確保

市は、県及び県警察と連携し、国等からの指示に基づき避難指示等が行われた地域及びそ

の周辺における治安の確保について、万全を期す。

また、県警察から提供された緊急事態応急対策実施区域及びその周辺の区域において、パトロールや生活の安全に関する情報を活用し、速やかな治安の確保に努める。

2 デマの防止

市は、災害等に係る正確な情報を広報することにより、デマを防止する。

第11節 風評被害等の影響の軽減

- (1) 市は、原子力災害による風評被害等の未然防止又は被害を軽減するために、県、国、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- (2) 市は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、国等からの説明に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努める。

第12節 県外からの避難者の受入れ

1 避難者の受入れ

市は、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下、「避難元都道府県」という。）の住民のために県から避難所の設置を要請されたときは、次の対応を行う。

(1) 緊急的な一時受入れ

市は、県及び避難元都道府県と連携し、必要に応じて市の保有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。なお、受入れにあたっては、要配慮者及びその家族を優先する。

(2) 短期的な避難者の受入れ

市は、県及び避難元都道府県と連携し、必要に応じて緊急的な一時受入れと同様に、市の施設で対応する。

(3) 中期的（6か月から2年程度）な避難者の受入れ

ア 市は、県が避難元都道府県と連携して実施する県営住宅への受入れに対し、市営住宅等の受入れ情報を提供する。

イ 災害救助法に基づく要請を受け、応急仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の借り上げに協力する。

ウ 長期的に本市に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応する等、県が実施する定住支援に協力する。

2 避難者の生活支援及び情報提供

(1) 市は、避難元都道府県等と連携し、県内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護等の多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

(2) 市は、避難者に関する情報及び避難者支援に関する情報を、県及び避難元都道府県を通

じて避難元市町村へ提供するように努める。

- (3) 市は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報提供に努める。

第3編 災害復旧

■あらまし

本編は1の章で構成し、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後の災害復旧対策を中心に示している。

■基本方針

○本編は、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づき市及び県の地域を対象とした原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後の災害復旧対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本編に示した対策に準じて対応する。

第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、原子力緊急事態解除宣言後も引き続き、国及び4原子力事業者が実施する緊急時のモニタリングの結果と、県が実施する環境放射能調査結果を把握し、関係機関及び市民に情報提供する。

第2節 放射性物質による汚染の除去

市は、事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たす。

第3節 各種制限措置の解除

市は、県の緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家、原子力規制委員会等の判断等を踏まえ、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲料水・食品等の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を指示した場合は、速やかに必要な措置を講ずる。

また、措置の実施状況を県に報告する。

第4節 心身の健康相談の実施

市は、健康相談窓口において市民に対する心身の健康に関する相談に応じる。
なお、必要な場合には原子力事業者等関係機関に協力を求めることができる。

第5節 風評被害等の影響の軽減

- (1) 市は、原子力災害による風評被害等の拡大防止又は被害を軽減するために、県、国、関係団体等と連携し、報道機関等の協力を得て、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- (2) 市は、農林水産物、工業品等の安全性の説明にあたっては、県、国、関係団体等と連携し、科学的根拠に基づき、具体的かつわかりやすく明確な説明に努め、被災地ばかりでなく被災地以外の地域に対しても情報発信に努める。
- (3) 市が市の区域を越えて市民を避難させる場合は、国等からの指示に基づき、避難者の把握、市民等の避難先の指定を行い、避難させる。
- (4) 市は、県、国、関係団体等と連携し、農林水産物、工業品等の適正な流通、輸出の促進及び観光振興のために、農林水産業対策、産業振興対策、観光対策等の施策に十分に配慮を行う。

第6節 被災中小企業等に対する支援

原子力被害や風評被害により影響を受けた中小企業等への資金繰りを支援するため、市は、県が実施する中小企業高度化事業における「災害復旧貸付け」及び「小規模企業等振興資金」、「中小企業組織強化資金」等の融資制度の紹介や相談のための窓口を開設する。

第7節 物価動向の把握

市は、県が実施する生活必需品の物価動向の把握に協力する。

第8節 復旧・復興事業からの暴力団排除

市は、暴力団等の動向を把握し、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第9節 災害地域に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、県と連携して、避難及び屋内避難措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。

2 影響調査の実施

市は、必要に応じ、農林水産業等の受けた影響について調査する。

3 災害対策措置状況の記録

市は、関係機関の協力を得て、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

